

森林土木関連コンサルタント事業体との意見交換会
意見交換概要

1. 森林土木工事における調査設計成果品と現地実態との不一致による検証及び仮設工における現場実態に応じた設計について意見聴取、その他森林管理局からの情報提供について

【事例①】

(局から)

・都市近郊林での調査設計を実施する際に、資材の搬入方法が困難であったり、施工ヤードの確保が必要となる場合、実際に現地ではどのように対応されているのかお聞かせください。

(事業体より)

- ・都市近郊林の場合、事前にヤードの確保は大切であるが、どこまで受注者側と発注者側で話し合うか、もしくは、この辺の用地は使用できるという情報提供があれば、設計工種を提案しやすくなると思う。
- ・施工する業者により、ヤードの捉え方が違うなど、施工方法が変わってくると思う。
- ・施工を踏まえる設計なので、ヤードの確保は大事であり、工事の段階で実際に借りれるかどうかの確証が設計の段階でどこまで取れるか分からない。この場所だったら使用できるなどの事前の情報共有があれば有り難い。

【事例②】

(局から)

- ・非常に制約のある現場において、仮設工や資材の搬入方法について、現場実態に合っていなかったり、コンクリート打設量の見込みが甘かったり、フトン簀の施工性に気づけなかったため、工事を施工する際に変更を余儀なくされることがあるが、現場の場合、実態に合わなかった原因としてどんなことが考えられるか、また、どういったところに注意すればよかったのか、ご意見をお聞かせください。

(事業体より)

- ・設計者がきちんと現地を見ながらどういった工法ならできるのか、実施可能性を十分に検討していたとは思いますが、実際には設計者の想定よりも現地条件が厳しかったため、結果として工事を施工する際に変更を余儀なくされたものだと思う。
- ・実際にやれるかどうかは別として、設計条件を厳しめに見て、最低限これくらいは大丈夫だろうという基準を設けて、それを前提として設計していくしかない。
- ・コンクリート打設量については、このような作業条件の場合、付き合いのある施工業者から前もって意見を聞いたうえで参考にしていくしかないと思う。

【事例③】

(局から)

林業専用道の設計にあたり、特に施工1年目の施工ヤードの確保、土質の判別、土捨て場の確保、排水処理など、着目すべき点も大変多いところですが、現地実態に応じた設計とするため注意している点、また、現地では判断しにくい点などありましたら、ご意見をお聞かせください。

(事業体より)

- ・林道については、排水を気にして設計している。S字の曲線が続くところについては設計の際に悩ましいところ。
- ・土量は急峻なところが多いので、地形を確認しながら設計しているが、現地との差が出てしまう。
- ・なるべく緩くなる場所を選定しているが急峻な地形が多いため設計が難しい。
- ・起点と終点を示していただいて、どれだけ条件のいい場所を通れるか、縦断勾配もあるが、ヘアピンカーブを極力少なくしつつ、切盛土量も均衡させるかが本来の理想である。
- ・条件の厳しいところではルートが制限されるが、もっと横に広げてカーブとカーブの間を広げられる余地があれば、ヘアピンも少なく設計できるのではないと思う。
- ・最近では、地上レーザ測量等で地形を把握できるので、ある程度制限のあるところを避けて設計することが出来るようになった。
- ・土質については、明らかに岩（がん）が出ているところであれば分かりやすいが疑わしい場所など、土質が変わると構造物も大きく変更となりそうな場所においては、ボーリングや簡易貫入試験などを1本掘ってみませんかと提案できるのではないと思う。

【その他森林管理局からの情報提供について】

(事業体より)

- ・調査設計時に施工者から意見聴取する歩掛の追加について、契約後に局との打合せの中で必要であれば追加するとの説明だが、必要な場所については発注段階で仕様書に盛り込むこととしても良いのではないかと。

(局回答)

- ・局との打合せの中でご相談いただき、必要に応じて施工者からの意見を聞くべきかどうかについて判断してまいります。

(事業体より)

- ・施工者からの意見聴取について、設計者が地域の施工業者を選定する際の方針はあるのか。

(局回答)

- ・地域で施工実績のある業者などを選定し、客観的意見を集めるため幅広く聴取していく方針です。

2. その他要望等に伴う意見交換

(事業体より)

- ・総合評価落札方式の評価項目である、優良業務表彰の対象が「国有林」のみとなっているが理由があるのか。今後は「民有林」も含めて対象となるのか。

(局回答)

- ・表彰の対象が「国有林」のみとなっている理由については確認します。他局では、ほとんど「民有林」も含まれているため、本庁にも確認してまいります。

(事業体より)

- ・今年から災害復旧調査業務委託対象者の公募を行っていないが、総合評価落札方式では、災害復旧調査業務委託対象者に選定されて災害復旧調査業務の実績があれば加点が2点、災害復旧調査業務委託対象者に選定されていれば加点が1点と思うが、来年以降は加点がされなくなるということか。

(局回答)

- ・測量設計については緊急随契で対応するため、今年から公募を行っていないところ。有事の際には、これまで近中局の対応として、災害復旧調査業務委託対象者名簿登載者全員に見積を依頼していたため、緊急随契と何ら変わらないと考えている。他局のように森林管理署で測量設計業務を発注している場合には、災害復旧調査業務委託対象者から選考して迅速に対応できるなどのメリットもあるが、近中局は局で測量設計業務を発注しているので、災害復旧調査業務委託対象者の名簿を作成しても緊急随契のプロセスと変わらないため、近中局独自で見直したところです。

(事業体より)

- ・緊急時に契約する際の手続きについて、選考の過程を短くするため名簿を採用していたと思うが、それが機能していなかったということか。コンサルタンツ協議会を通じて、本庁にも問い合わせたい。

(局回答)

- ・特段の短縮効果がないと判断したためです。